

感染症法に基づく病原体等管理規制上の MERSコロナウイルスの分類について

平成26年5月

厚生労働省健康局結核感染症課

中東呼吸器症候群(MERS)コロナウイルスの所持等に関して 必要な規制と病原体等分類の考え方

- 1) MERSは、患者の致死率が比較的高く、また、医療機関内や家族間などにおいて、限定的なヒト-ヒト感染が報告されているが、現在のところ、持続的なヒト-ヒト感染は起こしておらず、ヒトからヒトへの感染力は強くはないと考えられる。
- 2) WHO及び米国CDCは、実験室においてMERSコロナウイルスそのものを取り扱う場合は、バイオセーフティレベル3 (BSL3)を遵守して実施するよう推奨している。
- 3) 国立感染症研究所では、安全管理の必要性、感染の重篤性等を総合的に勘案し、中東呼吸器症候群(MERS)ウイルスのバイオセーフティレベルをBSL3に分類している。
- 4) 以上を踏まえ、これまでの病原体等管理規制での選定・分類状況を勘案すると、MERSコロナウイルスは、国による所持の把握、BSL3相当の設備を備えた施設による取扱い、使用状況等に関する記帳、運搬の届け出等の措置が可能となる三種病原体等に指定することが適当ではないか。

感染症法に基づく病原体等管理規制上のMERSコロナウイルスの分類について①

- 1) 感染症法に基づく病原体等管理規制では、人為的な感染事故や病原体の盗取・盗難等を未然に防止することを目的に、病原体を選定し、一種から四種に分類した上で、所持等に関する規制を行っている。
(①現行の病原体等管理規制における対象病原体の選定と分類 P5)
- 2) 具体的な病原体の選定と分類は、国際的な規制の動向、病原体等の安全管理の必要性、病原体等が引き起こす感染症の重篤性等(治療方法の有無、致命率、感染性等)を総合的に勘案して区分している。
(②規制の対象となる病原体等の分類の考え方 P6)
- 3) MERSコロナウイルスは、2012年に中東呼吸器症候群の原因ウイルスとして特定された新しい病原体であり、国際的な規制の動向はまだ定まっていないが、WHO及び米国CDCは、実験室においてMERSコロナウイルスそのものを取り扱う場合は、バイオセーフティレベル3 (BSL3)を遵守して実施するよう推奨している。

感染症法に基づく病原体等管理規制上のMERSコロナウイルスの分類について②

- 4) 国立感染症研究所においても、MERSコロナウイルスのBSLについて、疾病の発生状況やその症状、ウイルスの解析情報等に基づき、BSL3で取り扱うことが適当と判断している。
 - 5) 感染症法に基づく病原体等管理規制では、MERSコロナウイルスと同じくコロナウイルス亜科に属するウイルスのうち、重症急性呼吸器症候群 (SARS)の病原体であるSARSコロナウイルス (BSL3)を二種病原体等に分類し、検査・治療・試験研究を目的とし、厚生労働大臣の許可を得た場合に限り、所持等を認めている。一方、通常の「風邪」の原因ウイルスとして知られるヒトコロナウイルスHKU1や229E、NL63などは、病原体等管理規制の対象となっていない。
- (③コロナウイルス亜科の病原体と感染症 P7)
- (④感染症法に基づく病原体等管理規制の規制事項一覧 P8)

(参考) ① 現行の病原体等管理規制における対象病原体の選定と分類

〔所持等の禁止〕 《一種病原体等》

- エボラウイルス
- クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
- 痘そうウイルス
- 南米出血熱ウイルス
- マールブルグウイルス
- ラッサウイルス

(以上6)

〔所持等の許可〕 《二種病原体等》

- SARSコロナウイルス
- 炭疽菌
- 野兔病菌
- ペスト菌
- ボツリヌス菌
- ボツリヌス毒素

(以上6)

〔所持等の届出〕 《三種病原体等》

- Q熱コクシエラ、○狂犬病ウイルス
- 多剤耐性結核菌

政令で定めるもの

- コクシジオイデス真菌、○サル痘ウイルス、○腎症候性出血熱ウイルス、○西部ウマ脳炎ウイルス、○ダニ媒介脳炎ウイルス、○オムスク出血熱ウイルス
- キャサナル森林病ウイルス、○東部ウマ脳炎ウイルス、○ニパウイルス
- 日本紅斑熱リケッチア
- 発しんチフスリケッチア
- ハンタウイルス肺症候群ウイルス
- Bウイルス、○鼻疽菌、○ブルセラ属菌、○ベネズエラウマ脳炎ウイルス
- ヘンドラウイルス、○SFTSウイルス、○リフトバレーウイルス、○類鼻疽菌
- ロッキー山紅斑熱リケッチア

(以上24)

〔基準の遵守〕 《四種病原体等》

- インフルエンザウイルス(血清型がH2N2のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)
- インフルエンザウイルス(血清型がH5N1, H7N7のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)
- 新型インフルエンザ等感染症の病原体
- 黄熱ウイルス
- クリプトスポリジウム
- 結核菌(多剤耐性結核菌を除く)
- コレラ菌
- 志賀毒素
- 赤痢菌属
- チフス菌
- 腸管出血性大腸菌
- パラチフスA菌
- ポリオウイルス

政令で定めるもの

- インフルエンザウイルス(血清型がH7N9のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)
- ウエストナイルウイルス
- オウム病クラミジア
- デングウイルス
- 日本脳炎ウイルス

(以上18)

国が所持を把握

- 国又は政令で定める法人のみ所持(施設を特定)、輸入、譲渡し及び譲受けが可能
- 運搬の届出(公安委)
- 発散行為の処罰

- 試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡し及び譲受けが可能
- 運搬の届出(公安委)

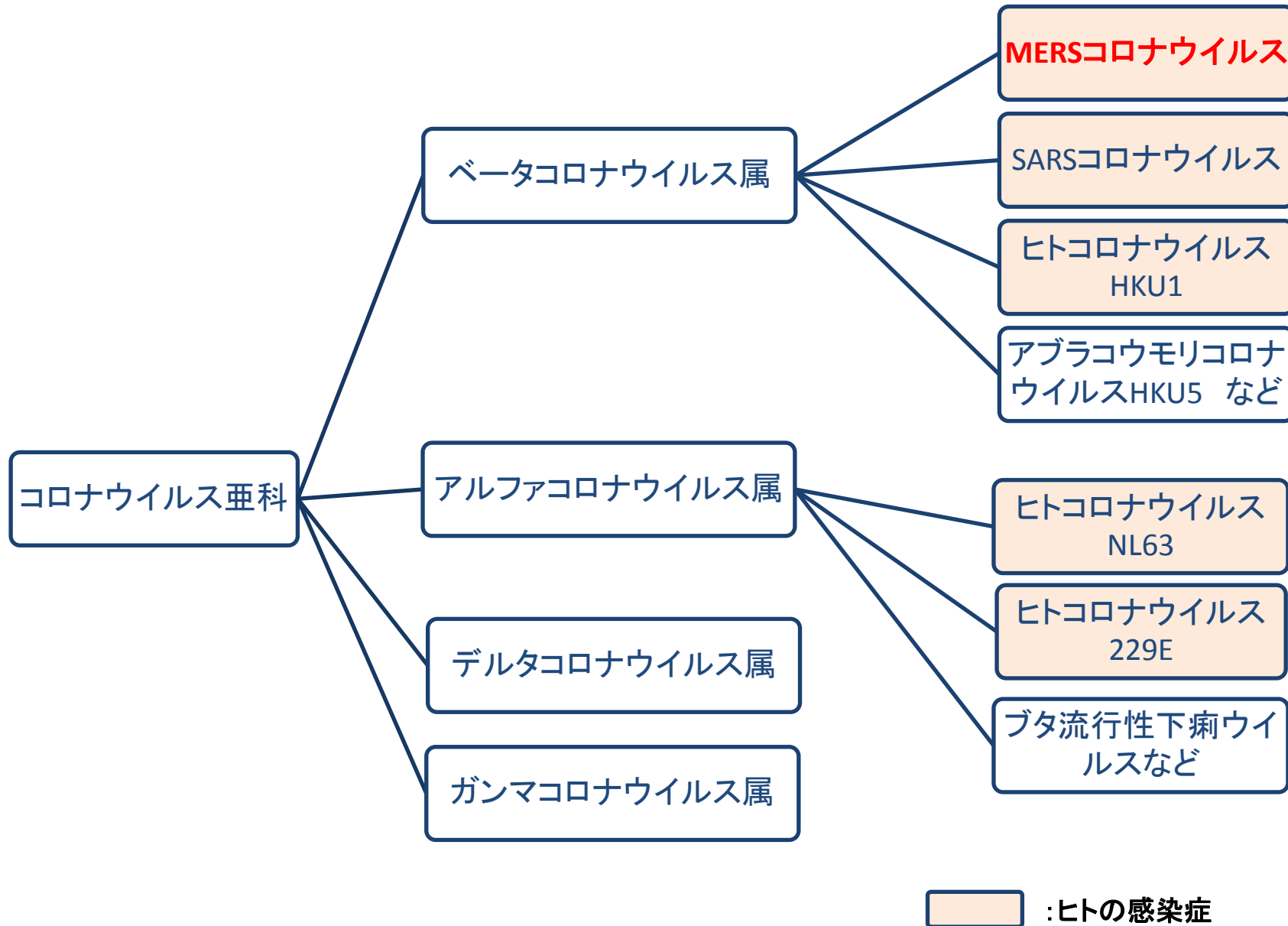
- 病原体等の種類等について厚生労働大臣へ事後届出(7日以内)
- 運搬の届出(公安委)

- 病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準(厚生労働省令)の遵守
- 厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査
- 厚生労働大臣による改善命令
- 改善命令違反等に対する罰則

(参考) ②規制の対象となる病原体等の分類の考え方

分 類	規 制	分類の考え方
一種病原体等	所持等の禁止	・現在、我が国に存在していないもので、治療法が確立していないため、国民の生命に極めて重大な影響を与える病原体。 ・国際的にも規制する必要が高いとされ、BSL4での取り扱いが必要。 ・原則、所持・輸入等を禁止するが、国又は政令で定める法人で厚生労働大臣が指定したものが、公益上必要な試験研究を行う場合に例外的に所持等を認める病原体等。
二種病原体等	所持等の許可	・一種病原体等ほどの病原性は強くないが、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるもの。 ・近年テロに実際に使用された病原体等が含まれる。 ・許可制により、検査・治療・試験研究の目的の所持・輸入を認めるもの。
三種病原体等	所持等の届出	・二種病原体等ほどの病原性はない(死亡率は低い死亡しないわけではない。)が、場合により国民の生命・健康に影響を与えるため、人為的な感染症の発生を防止する観点から、届出対象として、その所持状況を常時把握する必要がある病原体等。 ・主に、四類感染症に分類される動物由来感染症の病原体が含まれる。
四種病原体等	基準の遵守	・A型インフルエンザウイルスなど、病原体の保管・所持は可能であるが、国民の健康に与える影響を勘案して、人為的な感染症の発生を防止するため、保管等の基準の遵守を行う必要がある病原体等(我が国の衛生水準では、通常は死亡に至ることは考えられない病原体)。 ・所持者が使用、保管等の基準を遵守する必要がある病原体等。

(参考) ③コロナウイルス亜科の病原体と感染症



(参考) ④感染症法に基づく病原体等管理規制の規制事項一覧

規制事項		一種	二種	三種	四種	備考
病原体の所持		禁止	許可	届出	基準の遵守	一種病原体等は国、独立行政法人、その他政令で定める法人であって厚生労働大臣が指定した者のみ所持、輸入が可能
病原体の輸入		禁止	許可	届出	—	
所持者の欠格条項			○	—	—	許可を受ける所持者の条件
許可の基準			○	—	—	所持目的が検査、治療、医薬品その他省令で定めるもの
許可の条件			○	—	—	許可に条件を付することができる
許可証			○	—	—	許可証の交付
許可事項の変更			○	—	—	
譲り渡し・譲り受けの制限		○	○	—	—	
所持者の義務	感染症発生予防規程の作成	○	○	—	—	関係者への周知・自主的な病原体等の適正な取り扱いの確保
	病原体等取扱主任者の選任	○	○	—	—	医師、獣医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、その他
	教育訓練	○	○	—	—	病原体等の適正な取り扱いを図る
	運搬の届出(公安委員会)	○	○	○	—	移動途中の盗取、交通事故による感染症の発生・まん延の防止
	記帳義務	○	○	○	—	病原体等の使用状況を明らかにする、規制当局の把握
	施設の基準	○	○	○	○	バイオセーフティ、バイオセキュリティの項目が含まれる
	保管等の基準	○	○	○	○	
	事故届出	○	○	○	○	盗取等が生じた際は遅滞なく警察(海上保安庁)に届出
	滅菌譲渡	○	○	○	○	
	災害時の応急措置	○	○	○	○	地震、火災その他災害が生じた際の応急措置及び警察への通報
監督	感染症発生予防規程の変更命令	○	○	—	—	
	解任命令	○	○	—	—	病原体等取扱主任者の解任命令
	指定・許可の取り消し	○	○	—	—	
	滅菌等の措置命令	○	○	—	—	
	報告徴収	○	○	○	○	適正な病原体等の取り扱いについて報告を求めることができる
	立入検査	○	○	○	○	厚生労働省、警察(海上保安庁)が実施可能
	改善命令	○	○	○	○	施設基準、保管等の基準について改善を求める
	災害時の措置命令	○	○	○	○	